

## 権原市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

権原市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源等を有効に活用して、地域活性化と住民サービス向上に貢献することを目的とする。  
なお、乙においては権原市内郵便局（別表のとおり）が本協定を実施する。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で取り組むものとする。

- (1) 安全・安心な暮らしの実現に関すること
- (2) 市のプロモーション活動及び地域経済活性化に関すること
- (3) 未来を担う子どもの育成に関すること
- (4) 行政サービスの補完に関すること
- (5) 前各号に定めるものの他、地域の活性化及び市民生活の向上等に関すること

2 甲及び乙は、前項に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。又、具体的な協力内容については、別に定めるものとし、甲乙合意の上、決定する。

### （協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （免責）

第4条 乙は、第2条第1項の規定による協力をう、行わないに問わらず、その責任を負わないものとする。

### （守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに、第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙信義誠実をもって協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、それぞれ保有するものとする。

令和3年4月14日

甲 奈良県橿原市八木町1-1-18

橿原市

市長

瀧田 忍

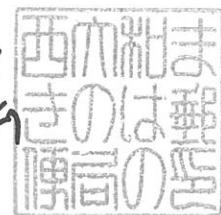


乙 奈良県北葛城郡上牧町下牧1丁目6-31

日本郵便株式会社

西大和まきのは郵便局長

中村 智彦



奈良県橿原市八木町1丁目9番20号

日本郵便株式会社

橿原郵便局長

瀧田 忍



別表

橿原市内郵便局一覧

郵便局名	所在地
橿原郵便局	奈良県橿原市八木町1丁目9番20号
今井郵便局	奈良県橿原市今井町2丁目8番地23号
小瀬郵便局	奈良県橿原市土橋町158番地3号
金橋郵便局	奈良県橿原市東坊城町530番地6号
橿原四条郵便局	奈良県橿原市四条町286番地1号
香久山郵便局	奈良県橿原市出垣内町53番地2号
耳成郵便局	奈良県橿原市石原田町317番地
橿原城殿郵便局	奈良県橿原市城殿町346番地3号
橿原新口郵便局	奈良県橿原市葛本町268番地9号
橿原新賀郵便局	奈良県橿原市新賀町275番地17号
橿原曾我郵便局	奈良県橿原市曾我町895番地30号
畠傍郵便局	奈良県橿原市久米町909番地2号
橿原白橿郵便局	奈良県橿原市白橿町2丁目31番地17号
橿原菖蒲郵便局	奈良県橿原市菖蒲町3丁目3番地11号
橿原新沢郵便局	奈良県橿原市一町1432番地1号